

新型コロナウイルス感染症対策について

新型コロナウイルスへの感染やそのおそれを理由に、運転免許証の通常の更新手続きを受けることができない・できなかった方については、以下のとおり対応します。

免許証の更新期限が過ぎてしまいそうな方

更新期限の前に、総合交通安全センターや警察署（山形、上山、天童、寒河江、村山署を除く）に申し出ていただくことで、更新期限後であっても3か月間は運転が可能になります（※）。

【対象者】

免許証の更新期限が令和2年3月13日～9月30日までの間である方

（代理人による申請、郵送(簡易書留)による申請も受付
ます。再度の申請も可能（更新期限9月30日まで））

※ この期間の間に、講習の受講や適性検査の受検を含む、**通常の更新手続きを改めて受けていただく必要**があります。

免許証の更新期限が過ぎてしまった方

運転免許証を更新できず、免許を失効させてしまった場合には、学科・技能試験を受けることなく免許の再取得が可能です。

詳しくは、総合交通安全センターまでお問い合わせください。

問合せ先：山形県総合交通安全センター 電話023-655-2150

お問い合わせは平日の執務時間内（午前8時30分～午後5時15分）にお願いいたします。